

「平成29年版 着検手帖」の一部に誤りがありました。大変申し訳ありません。  
 大変お手数をお掛けしますが、以下のとおりご訂正を頂きますよう宜しくお願い致します。

記

訂正箇所	(正)	(誤)
<b>【通達・関係法令等編】</b>		
110頁 (芽くされ及び発芽粒)[検査基準品]の欄中	乳白を呈した <u>もの</u>	乳白を示した <u>もの</u>
〃 (胴切粒)[定義]の欄中	くびれ <u>の</u> あるもの	くびれ <u>が</u> あるもの
〃 (胴切粒)[判定の基準]の欄中	くびれ <u>の</u> 位置及び	くびれ位置及び
113頁 (奇型粒)[例図等]の図Gの説明	腹曲がり(腹 <u>縦溝</u> )	腹曲がり(背 <u>縦溝</u> )
120頁 (着色粒)(参考)の欄中	<u>うるち</u> 精米長粒種の	<u>うるち</u> 米長粒種の
123頁 赤条粒[例図等]の図Fの下の記号	○	×
〃 赤条粒[例図等]の図Gの下の記号	○	×
127頁 (発芽粒)[例図等]の図Aの下の記号	×	○
128頁 被害粒(発芽粒)[検査基準品]の欄中	破れが明らかな <u>もの</u> <u>である。</u>	破れが明らかな <u>もの</u> <u>をいう。</u>
130頁 (熱損粒)[定義]の欄中	黄褐色、 <u>茶色</u> 又は	黄褐色、 <u>茶褐色</u> 又は
<b>【農産物検査法令等編】</b>		
一四七頁 三等の最高限度の細麦(%)の表中	「 <u>一</u> 」	「 <u> </u> 」(空欄)